

○舟形町地域支え合い除排雪活動支援事業実施要綱

平成25年11月 1 日

告示第44号

改正 平成26年 3 月17日告示第 9 号

平成28年 3 月31日告示第21号

平成31年 4 月 1 日告示第41号

令和 4 年 3 月28日告示第23号

令和 4 年11月 1 日告示第105号

令和 7 年 3 月25日告示第21号

令和 8 年 3 月25日告示第21号

(目的)

第1条 この要綱は、冬期間における町内の安定した生活環境を維持するため、自助・共助・公助の精神に基づいた、地域住民等で組織する団体による地域支え合いによる除排雪活動（以下「地域支え合い除雪」という。）に対して助成を行い、住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業の対象)

第2条 地域支え合い除雪の対象は、町内会又は複数の町内会で構成する団体（以下「団体」という。）とする。

2 前項の地域のうち、団体において常時除雪の意思がある地域内の道路延長が50m以上ある地域にあっては、町が所有する乗用小型除雪機械を期間中無償で借り受け、当該道路の除雪作業を行う事ができる。

(事業の申込み)

第3条 地域支え合い除雪に取り組もうとする団体は、舟形町地域支え合い除雪事業申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(事業の決定及び通知)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定による決定をしたときは、舟形町地域支え合い除雪事業承認可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業承認条件)

第5条 事業の承認条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 団体の中に、対象住民の除排雪に関する相談窓口を開設し、必要に応じて連絡調整・斡旋など、適切に対処できる機能を有すること。
- (2) 乗用小型除雪機械の無償貸与を受ける団体にあつては、延長50m以上の地域内道路の常時除雪を行うこと。

(相談への対処)

第6条 地域住民からの相談に対しては、支え合いの序列を原則として地域の除排雪作業を行うとともに、必要に応じて民生児童委員の助言を受けること。

(事業実施期間)

第7条 事業実施期間は、11月1日から3月31日までとする。

(交付金の額)

第8条 団体の運営費として、上限80,000円を地域支え合い除雪事業交付金として交付する。

- 2 事業交付金は、事業終了後、交付金額確定通知書(様式第3号)により通知した額で精算処理する。

(除雪機械の貸付け)

第9条 第4条により承認された団体には、舟形町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第11号)第7条の規定に基づき、乗用小型除雪機を事業実施地域及び期間に限り貸し付けることができる。

(貸付料及び費用負担)

第10条 乗用小型除雪機の貸付料は、無料とする。ただし、使用に係る燃料代、運搬費その他諸費用(修繕費を除く)は、次条第2項の規定により貸付けの決定を受けた団体(以下「借受人」という。)の負担とし、貸付けに伴う賠償保険料は、町が負担するものとする。

- 2 乗用小型除雪機の通常使用により生じた修繕については町が負担する。

(貸付け及び返還)

第11条 乗用小型除雪機の貸付け及び返還は、町長が指定した期日及び場所において行うものとする。

- 2 借受人は、乗用小型除雪機の貸付けを受けたときは、舟形町小型除雪機借用・返納書

(様式第4号)及び作業従事者名簿(様式第5号)を町長に提出しなければならない。
なお、作業従事者は町が実施する特別講習を受講しなければならない。

3 借受人は、借り受けた乗用小型除雪機を返還しようとするときは、舟形町小型除雪機借用・返納書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(借受人の責務)

第12条 借受人は、乗用小型除雪機の使用に当たっては、事故がないように細心の注意を払い作業を行うとともに、適切に管理しなければならない。

2 借受人は、乗用小型除雪機の使用により自己又は第三者に損害を与えたときは、速やかに町長へ報告するとともに、その責を負う。

3 借受人は、乗用小型除雪機械の亡失、損傷又は故障が自らの責めに帰すべき事由によるときは、自己の負担においてこれを補てんし、又は修理しなければならない。

(実績報告)

第13条 団体は、事業が完了した日から30日以内に除排雪作業日報(様式第6号)、事業完了報告書(様式第7号)及び収支報告書(様式第8号又はこれに代わる書類)を町長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第14条 団体は、第8条第2項の規定に基づく通知を受領後、速やかに精算払請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書を受領した後、交付金を交付するものとする。

(概算払)

第15条 町長は、必要と認めるときは、第8条第2項の規定にかかわらず概算払することができる。

2 団体は、交付金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(その他の事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成26年3月17日告示第9号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第21号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第41号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第23号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月1日告示第105号）

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則（令和6年10月29日告示第121号）

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則（令和7年3月25日告示第21号）

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第21号）

この要綱は、交付の日から施行する。